

申請書等作成支援システム導入業務に係る 企画提案仕様書

1 事業の主旨・目的

現在、住民が窓口において住民票や印鑑登録証明書の各種証明書を取得する際には、記載台において申請書等を手書きで記載する必要がある。加えて、複数の種類の証明書が必要な場合には、氏名や住所等の同じ内容を何度も手書きしなければならない、住民の負担となっている。また、日本語での意思疎通が困難な外国人住民にとっては、申請書等への記載という行為そのものが大きな負担となっている。

さらに、手書きで記載された申請書の中には、記入漏れや記入誤り等があるため、その訂正に時間を要し、窓口が混雑する一因となっている。

一方、職員数の減少や住民ニーズの変化を受け、将来的な窓口体制や受付方式の検討が必要な状況となっている。

これらのことから、マイナンバーカードの IC カードに搭載された情報等を利用して申請書等を作成することにより、申請等手続における住民の負担軽減を図るとともに、将来的な窓口運用方式検討に対しても柔軟に対応可能なシステムを導入することで、さらなる窓口での住民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務内容

申請書等作成支援システムの導入について、次の各号に掲げる事項を実施すること。

- (1) システム導入工程の管理
- (2) 機器構成の定義
- (3) 機器の調達
- (4) 機器搬入及び設置
- (5) システムセットアップ及び設定

機器等を接続し、職員が申請書等の設定ができる状態とすること。導入事業者の作業により申請書等の設定を行う場合は申請書入力ができる状態とすること。

- (6) システム稼働確認

4 機器等の数量

2セット（機器本体及びプリンタ等）

5 機器等の納入場所

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

久御山町役場 企画財政課内

6 基本的事項

- (1) 住民及び職員にとって、簡単に操作できるように配慮された機器であること。
- (2) 個人情報の漏えいがないよう、情報セキュリティに配慮されたシステムであること。
- (3) 申請書等は、当該システムのために様式改正することなく、現行の様式がそのまま使うことができるシステムであること。
- (4) システム及び機器は、導入後 5 年間は継続して利用できるように保守対応が可能な製品であること。

7 使用するカード

マイナンバーカードを必須とし、他のカードを使用することもできることが望ましい。

8 システム機能要件

- (1) 機器は、申請書等の種類や数量を入力する操作端末、マイナンバーカード等を読み取る読取装置及び申請書等を印刷するプリンタから構成されるものであること。
- (2) 操作端末と読取装置は、一体化されたものであっても、別体のものであっても可能とする。
- (3) プリンタは、操作端末や読取装置と一体化されたものではなく、プリンタ単体のものであること。また、A4 カラーLED プリンタ又は A4 カラーレーザープリンタであって自動両面对応のものとし、操作端末との接続は、USB ケーブルにより行うこととする。
- (4) 住民が操作端末を操作し、読取装置を使ってマイナンバーカード等から読み取った情報を申請書等に印字し、プリンタから出力できること。
- (5) マイナンバーカードを利用する場合は、「氏名」「生年月日」「住所」「性別」を読み取り、申請書等に反映すること。その他のカードを利用する場合は、「氏名」「生年月日」「住所」を読み取り、申請書等に反映すること。
- (6) 操作端末は、ICT に不慣れな方でも簡単に操作できるよう、タッチパネル操作であること。
- (7) 導入時に 6 帳票以上の登録ができること。

(例)

- ・住民票の写し交付請求（申出）書
- ・戸籍謄抄本等の請求書
- ・印鑑登録証明書交付申請書
- ・久御山町本人通知制度登録申請書
- ・久御山町本人通知制度（変更・廃止）届出書

- (8) 申請書等の作成処理が終了した後は、個人情報機器に残らないこと。
- (9) 申請書等の設定は、職員が作成、編集できる機能を有すること。ただし、当該機能を有していない場合は、導入事業者の作業により作成すること。
- (10) 操作に関する履歴を保存し、申請書等の出力件数など統計的な把握が可能であること。
- (11) 操作端末がタブレット形状のもので自立できないもの場合は、操作端末台数分の金属製スタンドを含めること。
- (12) 盗難を防止するためのセキュリティワイヤーを、操作端末及び認証装置の台数分として4本を含めること。（ワイヤーの機器側が鍵で施錠できる形状のものとし、ワイヤー長は1.2m以上とする。）
- (13) 操作端末、認証装置及びプリンタとの接続においてコネクタの変換が必要な場合は、変換コネクタや変換ケーブルを含めること。

9 保守等要件

- (1) 保守連絡の受付は、平日9時から17時までとする。
- (2) 保守期間は3年間とし、費用に含めること。ただし、5年間の運用を予定しており、保守期限到来前に2年間の保守延長を行う予定である。
- (3) 機器の保守対応については、センドバック方式、オンサイト方式のいずれも可能とする。
- (4) 機器については、物損補償サービス（3年間分）を費用に含めること。
- (5) 4年目以降の保守費用については、3年目中に別途契約を締結する予定である。

10 納品物

- (1) 業務完了届
- (2) 機器等一式
- (3) 操作マニュアル

※(3)は、電子データ（PDF形式）とする。

11 留意事項等

- (1) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。